

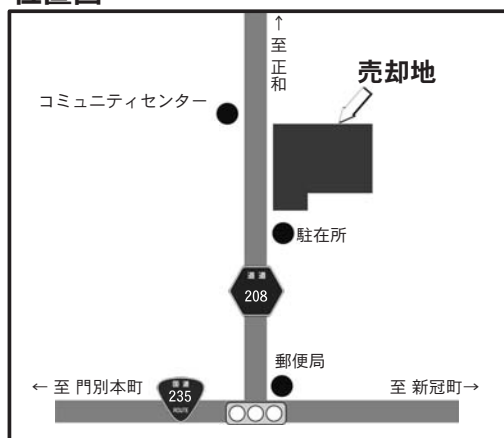
町有地の公募提案型売却について

町では厚賀町内に所有している、「旧厚賀森林管理センター跡地」を条件付きで売却いたします。

買受事業者の決定に当たっては、当該地域の立地条件を踏まえ、住宅、共同住宅、併用住宅、店舗及び事務所用地として計画的な土地の有効活用が図られるよう、事業計画を提案していただくプロポーザル(事業企画提案)方式を採用し、提案された事業計画の内容を審査したうえで買受者を決定いたします。

《物件の概要》

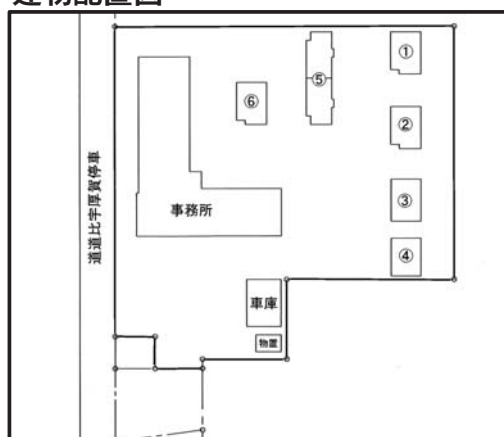
◎ 位置図



◎ 詳細図



◎ 建物配置図



所在地	北海道沙流郡日高町字厚賀町147番 2			
地目	宅地			
面積	4,542.31㎡			
・事務所	S48建築	木造	平屋建	587.94㎡
・居宅①	S44建築	木造	平屋建	55.98㎡
・居宅②	S45建築	木造	平屋建	55.98㎡
・居宅③	S42建築	木造	平屋建	56.70㎡
・居宅④	S46建築	木造	平屋建	51.03㎡
・居宅⑤	S43建築	木造	平屋建	103.68㎡
・居宅⑥	S43建築	木造	平屋建	55.98㎡
・車庫	S48建築	木造	平屋建	73.90㎡
・物置(7棟)	築年不明	木造	平屋建	64.39㎡ (7棟合計)
※建物は全て未登記です				

法令等の規則	用途地域：都市計画区域外
交通条件	・JR厚賀駅より約1.2km ・道南バス厚賀第1バス停より約500m
周辺環境	周辺は、宅地と農地(牧草地)で事務所、民家等があり市街地の中に位置している
接面道路	道道比宇・厚賀停車場線
関連施設等の整備状況	上水道：町上水道により給水可能 下水道：町管理の公共柵に接続可能

《売払い設定条件》 ※主なもの

- ・土地受渡完了日から2年以内に土地の造成工事及び建物の改築工事に着手していただきます。
- ・土地内の建物については、受渡完了日から1年以内に全て解体撤去していただきます。
(ただし、事務所については事業計画に基づき改築する場合を除きます)
- ・土地売買契約日から5年間は、町の許可を得た場合を除き所有権移転はできません。
(ただし、事業計画に基づき分譲する土地、建物の売払いを除きます)
- ・受渡完了日から5年間は事業計画に基づく事業以外の目的に利用できません。

《最低売却価格》 5,560,000円

《応募者資格要件》 ※主なもの

- ・平成23年10月1日現在、町内に住所を有する個人、又は町内に本支店及び営業所を有する法人
- ・提案した事業の実施に必要な知識、資力、信用及び技術的能力を有すること
- ・町税に未納がないこと
- ・次のいずれにも該当しないこと
 - ア. 契約を締結する能力を有しない者
 - イ. 破産者で復権を得ていない者

《事業者の決定》

買受事業者の選定については、「日高町厚賀町有地売払い公募事業プロポーザル審査委員会」が、公募により提案された事業計画の内容を審査し優良提案の選定を行い、その中から高い金額を提示した応募者を買受事業者として決定します。

【予定スケジュール】

公募要項の配布・公表	平成23年10月 3日(月)～ 役場管財建築課で配布いたします。
質 疑 ・ 回 答	平成23年10月 4日(火)～10月21日(金)
提 案 書 等 の 受 付	平成23年10月31日(月)～11月25日(金)
審 査 委 員 会 の 開 催	平成23年12月中旬
優 良 提 案 の 選 定	平成23年12月中旬
買 受 事 業 者 の 決 定	平成23年12月下旬

詳細については公募要項をご覧ください。

《問い合わせ・書類提出先》

〒059-2192 沙流郡日高町門別本町210番地 1

日高町役場 管財建築課 財産管理グループ

電話：01456-2-6187 FAX：01456-2-6190